



平成 17 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 ピー・シー・エー株式会社
代表者名 代表取締役社長 大炊 良晴
(コード番号: 9629 東証 2 部)
問合わせ先 常務取締役システム開発技術担当
管理本部長 水谷 学
(TEL 03 5211 - 2711)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成 17 年 6 月 24 日開催予定の当社第 25 回定時株主総会の決議を条件にストックオプション制度導入のため、商法第 280 条ノ 20 および同第 280 条ノ 21 に規定する新株予約権を無償にて発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

・株主以外の者に対し特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

当社および当社子会社の取締役および従業員に対して、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることで、より一層株主の皆様の利益を重視した業績展開を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入するためであります。

・新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社および当社子会社の取締役及び従業員とする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 350,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併する場合、会社分割をおこなう場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数の調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 発行する新株予約権の総数

700 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき普通株式 500 株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当りの払込金額は、次により決定される 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に（3）に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。1 株当りの行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における

東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権の発行日における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、株式分割および時価を下回る価額で新株を発行するとき（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式」とは当社の発行済株総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「分割・新規発行による増加株式数」を「処分する自己株式数」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。また、新株予約権発行日以降、株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切上げる。

また、当社が合併する場合、会社分割をおこなう場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整をおこなう。

(6) 新株予約権の行使期間

平成 19 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社および子会社もしくは関連会社の取締役・監査役・執行役員・従業員またはこれらに準ずる地位を保有していること、或いは当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職等、新株予約権発行の目的に照らし地位喪失後においても行使が許容される場合として取締役会が定める事由に該当する場合には、取締役会が定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書または分割契約書について、株主総会の承認（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が(7)の条件を満たさない状態になり、権利を喪失した場合にはその新株予約権を無償で消却することが出来る。ただし、この場合の消却手続きに関しては本新株予約権の行使期間終了後に一括して行うことができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記の内容については、平成 17 年 6 月 24 日開催予定の当社第 25 回定時株主総会において「当社および当社子会社の取締役および従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上